

学校法人武蔵野美術大学役員報酬支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校法人武蔵野美術大学役員報酬規則に基づく理事長、学長及び常務理事に支給する役員本俸について定める。

(理事長の役員本俸)

第2条 理事長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表1-(1)本給基準表(B)の1等級23号-1とする。

(学長の役員本俸)

第3条 学長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表1-(1)本給基準表(A)を適用する。

(常務理事の役員本俸)

第4条 常務理事の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表1-(1)本給基準表(B)を適用する。

(基準の改廃)

第5条 この基準の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。